

監査公表第681号

地方自治法第199条第1項，第5項及び第7項の規定による監査を実施し，同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を決定しましたので，次のとおり公表します。

平成25年4月25日

京都市監査委員 富 喜久夫
同 谷 口 弘 昌
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

平成24年度財政援助団体等監査公表

監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（出資団体監査，財政援助団体監査，公の施設の指定管理者監査及び随時監査）

監査の対象年度 平成23年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

監査の実施期間 平成24年11月から平成25年4月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿，証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い，必要なものについて実地調査を実施した。

監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 公益財団法人大学コンソーシアム京都	(出資)(指定)
2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所	(出資)(指定)
3 公益財団法人京都古文化保存協会	(出資)
4 株式会社京都産業振興センター	(出資)(指定)
5 社団法人京都市観光協会 (現 公益社団法人京都市観光協会)	(財援)(随時)
6 京都市民生児童委員連盟	(財援)(随時)
7 社会福祉法人京都社会福祉協会	(出資)(財援)(指定)

団 体 名	区 分
8 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会	(指定)(随時)
9 財団法人京都市健康づくり協会 (現 公益財団法人京都市健康づくり協会)	(出資)(指定)
10 京都醍醐センター株式会社	(出資)(指定)
11 財団法人京都市都市整備公社 (現 一般財団法人京都市都市整備公社)	(出資)(指定)

注 区分欄の表記は，(出資)は出資団体監査を，(財援)は財政援助団体監査を，(指定)は公の施設の指定管理者監査を，(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は，10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は，小数点以下第 2 位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は，1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため，総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの，また，「-」は該当数値がないものを示す。

1 公益財団法人大学コンソーシアム京都

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 八田英二	設立年月日	平成 10 年 3 月 19 日
事務所所在地	京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町 939 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	公益財団法人大学コンソーシアム京都は、京都地域を中心に、大学間連携と相互協力を図り、加盟する大学・短期大学の教育・学術研究水準の向上を目指すとともに、学生の成長を促進するための学生支援、大学の国際化を推進するための国際連携・国際交流等の充実に努める。併せて、地域社会、行政及び産業界との連携を促進し、地域の発展と活性化に努め、京都地域を中心とした高等教育の発展と国際社会をリードする人材の育成を目指す。そのために、多様な連携に基づく教育、学生支援、研修、調査・研究、情報収集、情報発信、交流促進等を行い、日本の高等教育の発展に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人大学コンソーシアム京都(以下「大学コンソーシアム」という。)の基本財産は 1 億円であり、5,000 万円 (50.0%) を本市が出えんしている。

本市の所管は、総合企画局市民協働政策推進室である。

イ 事業の状況

- (ア) 単位互換、インターンシップ等の教育に関する企画調整事業
- (イ) 学生に対する支援事業及び奨学金事業
- (ウ) 教職員に対する研修交流事業
- (エ) 国際連携、国際交流事業
- (オ) 大学と高等学校等との連携による企画調整事業
- (カ) 大学と地域社会、行政及び産業界との連携による調査研究事業
- (キ) 大学と地域社会、行政及び産業界との情報発信交流事業
- (ク) 大学と地域社会、行政及び産業界との連携等による生涯学習事業
- (ケ) 全国各組織との連携による企画調整事業
- (コ) その他目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	157,936	154,598	3,337
未収金	651	3,619	2,967
棚卸資産	5,143	5,350	206
立替金	911	1,133	221
流動資産合計	164,643	164,701	57
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産普通預金	405	405	
基本財産投資有価証券	99,874	99,827	47
基本財産合計	100,279	100,232	47
(2) 特定資産			
財団拡充普通預金	8,184	6,479	1,704
教育設備・機器等整備普通預金	21,710	3,524	18,185
財団拡充投資有価証券	64,996	64,995	1
教育設備・機器等整備投資有価証券	34,998	64,983	29,985
特定資産合計	129,889	139,982	10,093
(3) その他固定資産			
構築物	2,710	3,301	591
設備造作	1,744	1,782	38
什器備品	14,078	19,326	5,247
無形固定資産	11,990	3,771	8,219
投資有価証券	29,988		29,988
その他固定資産合計	60,512	28,181	32,331
固定資産合計	290,682	268,397	22,284
資産合計	455,325	433,098	22,227
負債の部			
1. 流動負債			
リース債務	4,474	9,031	4,557
未払金	51,335	22,539	28,795
前受金		3	3
社会保険料預り金	1,129	357	772
源泉所得税預り金	236	229	6
仮受金	348	1,591	1,243
流動負債合計	57,523	33,753	23,770
負債合計	57,523	33,753	23,770
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計			
2. 一般正味財産	397,802	399,345	1,542
(うち基本財産への充当額)	(100,279)	(100,232)	(47)
(うち特定資産への充当額)	(129,889)	(139,982)	(10,093)
正味財産合計	397,802	399,345	1,542
負債及び正味財産合計	455,325	433,098	22,227

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,212	1,200	11
特定資産運用益	997	1,084	87
受取会費	170,242	128,003	42,238
事業収益	74,211	54,049	20,162
指定管理者事業収益	147,468	119,805	27,662
受取補助金等	1,200	6,667	5,467
受取運営分担金	500	500	
雑収入	405	635	230
経常収益計	396,236	311,946	84,290
(2) 経常費用			
事業費	364,494	270,687	93,806
管理費	33,196	23,441	9,754
経常費用計	397,690	294,129	103,561
当期経常増減額	1,454	17,817	19,271
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産減損損失	88		88
経常外費用計	88		88
当期経常外増減額	88		88
当期一般正味財産増減額	1,542	17,817	19,360
一般正味財産期首残高	399,345	381,527	17,817
一般正味財産期末残高	397,802	399,345	1,542
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
正味財産期末残高	397,802	399,345	1,542

注 当期は平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、前期は平成22年7月1日から平成23年3月31日までの期間である。

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

財務諸表について、本市からの出えん金は指定正味財産に計上すべきところ、一般正味財産に計上していた。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表等を作成するよう、大学コンソーシアムに対して指導し、改められたい。

(b) タクシーチケットの使用及び管理

タクシーチケットは、厳格な使用及び管理を行う必要があるが、具体的な使用基準を定めておらず、また、タクシーチケット取扱要領に定められた管理が徹底されていないものがあった。

タクシーチケットの使用基準を定めるとともに、タクシーチケット取扱要領等による管理を徹底し、タクシーチケットの使用及び管理が適切に行われるよう、大学コンソーシアムに対して指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

大学コンソーシアムは、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間、京都市大学のまち交流センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市大学のまち交流センター (愛称「キャンパスプラザ京都」)	京都市下京区 西洞院通塩小路 下る東塩小路町 939 番地	施設の管理運営	総合企画局 市民協働政策推進 室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 講義，演習，会議等のための施設の提供
- b 大学に関する情報の収集及び提供
- c 大学と産業界，地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
- d 京都市大学のまち交流センターの維持管理
- e その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人，%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用者数	496,165	480,136	486,338	453,569	440,274
貸館の稼働率	63.9	63.8	62.0	63.7	67.0

平成 23 年度の利用状況を見ると，延べ利用者数は平成 22 年度の旧情報交流プラザ改装等により前年度と比べ 1 万 3,295 人(2.9%)の減少となったが，貸館の稼働率は平成 21 年度から実施したインターネットで施設の空き状況の確認を可能とする取組等により前年度と比べ 3.3 ポイントの増加となった。

(ウ) 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は，次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	171,846	人件費	10,163
雑収入	5	事業費	10,406
前年度繰越	1	委託費	94,448
		小額修繕費	7,191
		その他	49,630
合 計	171,853	合 計	171,840

収支差額 13 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが，次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 収納金出納簿の確認

京都市会計規則（以下「市会計規則」という。）に基づき、収納金の出納状況を明らかにするため、収納金出納簿を作成しているが、公金収納受託者が確認印を押印していないものがあった。

公金収納受託に係る事務を適切に行うよう、大学コンソーシアムに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与備品の管理

本市から大学コンソーシアムに対して指定管理業務に要する備品を貸与しているが、備品台帳及び協定書に記載していない本市の備品があるなど適正に管理されていないものがあった。

定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取り組まれたい。

2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 井上満郎	設立年月日	昭和 51 年 10 月 26 日
事務所所在地	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 265 番地の 1		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	埋蔵文化財の調査, 研究, 保護を行い, 京都市民の文化財保護に関する理解を深め, もって市民の文化的生活の向上と地域文化の振興に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市埋蔵文化財研究所(以下「埋蔵文化財研究所」という。)の基本財産は 9 億 3,236 万円であり, 全額を本市が出えんしている。

本市の所管は, 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課である。

イ 事業の状況

- (ア) 埋蔵文化財の発掘調査及び保存に関する事業
- (イ) 埋蔵文化財の調査研究及び出版物の刊行に関する事業
- (ウ) 埋蔵文化財に関する保護思想の普及啓発に関する事業
- (エ) その他, 目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成24年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	174,662	43,479	131,183
未収金	274,489	207,605	66,883
前払金	2,198	1,011	1,187
立替金	3,175	43	3,132
未収消費税	295		295
流動資産合計	454,821	252,139	202,682
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	922,366		922,366
基本財産引当預金(郵便貯金)	10,000	10,000	
基本財産合計	932,366	10,000	922,366
(2) 特定資産			
退職給与引当預金	30,000		30,000
特定資産合計	30,000		30,000
(3) その他固定資産			
建物	33,914	33,914	
建物附属設備	2,624	2,624	
構築物	551	551	
器具及び備品	49,751	50,671	920
減価償却累計額	55,160	54,102	1,058
電話加入権	354	354	
その他固定資産合計	32,034	34,013	1,978
固定資産合計	994,400	44,013	950,387
資産合計	1,449,222	296,153	1,153,069
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	194,580	94,361	100,218
前受金	42,280	9,270	33,010
預り金	1,582	1,747	165
仮受金	13,528	23,992	10,464
未払消費税	10,767	5,503	5,263
流動負債合計	262,738	134,875	127,863
2. 固定負債			
長期借入金	400,000	250,000	150,000
退職給与引当金	30,000	20,443	9,556
退職給与確定債務		95,582	95,582
固定負債合計	430,000	366,026	63,973
負債合計	692,738	500,901	191,836
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	932,366	10,000	922,366
(うち基本財産への充当額)	(932,366)	(10,000)	(922,366)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	175,881	214,748	38,867
(うち特定資産への充当額)	(30,000)	()	(30,000)
正味財産合計	756,484	204,748	961,233
負債及び正味財産合計	1,449,222	296,153	1,153,069

(1) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	4	6	2
事業収入	641,717	522,277	119,440
補助金収入	7,473		7,473
委託料収入	313,464	294,416	19,047
雑収入	1,363	2,461	1,098
経常収益計	964,023	819,161	144,861
(2) 経常費用			
事業費	719,208	662,394	56,813
事務費	225,484	83,779	141,704
減価償却費	1,932	348	1,583
考古資料館運営受託事業費	31,501	24,097	7,404
経常費用計	978,126	770,620	207,506
当期経常増減額	14,103	48,541	62,644
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
前受金減少額	9,270	16,170	6,900
退職給与引当金取崩額	20,443	20,443	
退職給与確定債務減少額	95,582	27,225	68,356
過年度修正益		29,853	29,853
経常外収益計	125,296	93,692	31,603
(2) 経常外費用			
固定資産除却額	46		46
特定預金支出	30,000		30,000
前受金増加額	42,280	9,270	33,010
退職給与確定債務増加額		27,053	27,053
経常外費用計	72,326	36,323	36,002
当期経常外増減額	52,970	57,368	4,398
当期一般正味財産増減額	38,867	105,910	67,043
一般正味財産期首残高	214,748	320,658	105,910
一般正味財産期末残高	175,881	214,748	38,867
指定正味財産増減の部			
固定資産受贈益	922,366		922,366
当期指定正味財産増減額	922,366		922,366
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	
指定正味財産期末残高	932,366	10,000	922,366
正味財産期末残高	756,484	204,748	961,233

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 契約に関する規程の整備

財団法人京都市埋蔵文化財研究所会計規則（以下「研究所会計規則」という。）によると、売買、賃借、請負、その他の契約を行う場合の方法及び手続について、京都市の例によるとされているが、団体内における具体的な取扱いが明確には定められておらず、契約に当たって複数の者から見積書を徴していないものがあった。

契約の手続等の具体的な取扱いを定めるよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

(b) 小口現金の取扱い

小口現金について、小口現金取扱要綱に定める適用範囲を超えた支払が行われているものがあり、また、小口現金の一部をつり銭資金に充てるなど適切な取扱いとなっていないものがあった。

小口現金は厳格に取り扱うよう、埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

(c) 収益の計上

書籍の売上について、会計年度を越えて収益を計上しているものや収益の計上を行っていないものがあった。

適切に収益を計上するよう埋蔵文化財研究所に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託契約書等の業務内容

京都市契約事務規則（以下「市契約事務規則」という。）によると、契約書を作成する場合においては、契約の目的等を記載するものとされているが、業務委託において、契約の目的である業務内容が契約書に明記されず、また、

仕様書も作成されていないものがあった。

契約の締結に当たっては、契約書等により業務内容を明確にされたい。

(b) 再委託の承諾

市契約事務規則によると、契約の相手方は文書による承諾を得ずにその義務の履行を第三者に委託してはならないとされているが、承諾を得ずに再委託が行われていたものがあった。

再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾をしたうえで行わせるようにされたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

埋蔵文化財研究所は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市考古資料館（以下「考古資料館」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市考古資料館	京都市上京区今出川通大宮 東入元伊佐町 265 番地の 1	施設の管理運営	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 考古資料の収集，保管及び展示
- b 考古資料に関する調査及び研究
- c 考古資料に関する講習会，講演会等の開催
- d 考古資料に関する情報の収集及び提供
- e 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般入館者数	17,848	18,871	19,038	14,533	18,753
団体入館者数	2,507	2,654	2,645	3,698	4,678
合 計	20,355	21,525	21,683	18,231	23,431

平成 23 年度の入館者数合計は 特別展の開催を従前の年 1 回から年 2 回としたことなどにより、前年度に比べ 5,200 人 (28.5%) 増加し、過去最高となった。

(ウ) 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	25,180	人件費	13,612
		機械等保守経費	4,780
		運営費	4,570
		光熱水費	1,018
		その他	1,199
合 計	25,180	合 計	25,180

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 事業報告書の提出

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者指定手續条例」という。）によると、事業報告書の提出は毎年度終了後 60 日以内にしなければならないとされているが、指定管理に係る協定書においてこの期限を 90 日以内と指定し受理していた。

指定管理者指定手續条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

3 公益財団法人京都古文化保存協会

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 菅原信海	設立年月日	昭和 40 年 3 月 19 日
事務所所在地	京都市東山区妙法院前側町 477 番地 妙法院内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都府下に所在する古文化財の維持保存並びにその文化的活用を図り、もって文化財保護に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都古文化保存協会(以下「古文化保存協会」という。)の基本財産は 2 億 600 万円であり、1 億円(48.5%)を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課である。

イ 事業の状況

- (ア) 京都府下に所在する古文化財の保護事業の実施及び助成
- (イ) 京都府下に所在する古文化財の保護対策の調査研究
- (ウ) 古文化財愛護に関する啓発事業
- (エ) 関係官公庁が行う古文化財の保護事業に対する連絡提携
- (オ) 同種団体との連絡協調
- (カ) その他公益目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成24年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当期末	前期末	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	214	172	41
現金手元有高	19		19
未収金	3,180		3,180
流動資産合計	3,413	172	3,241
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	201,250	201,125	125
基本財産合計	201,250	201,125	125
(2) 特定資産			
退職給付引当資産		1,550	1,550
特定資産合計		1,550	1,550
固定資産合計	201,250	202,675	1,425
資産合計	204,663	202,848	1,815
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,292	401	891
預り金	1,227	1,267	39
流動負債合計	2,520	1,668	851
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,550	1,550	
特定資産引当金	2,000	2,000	
固定負債合計	3,550	3,550	
負債合計	6,071	5,219	851
正味財産の部			
1. 基金			
基金			
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計			
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金			
(2) その他一般正味財産	198,592	197,629	963
一般正味財産合計	198,592	197,629	963
(うち基本財産への充当額)	(250)	(125)	(125)
(うち特定資産への充当額)	()	(1,550)	(1,550)
正味財産合計	198,592	197,629	963
負債及び正味財産合計	204,663	202,848	1,815

注 当期末は平成24年3月31日、前期末は平成23年8月31日である。

(1) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成23年 9月 1日から平成24年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 期	前 期	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,105		1,105
受取会費		1,773	1,773
事業収益	28,648	22,677	5,971
受取補助金	3,180		3,180
経常収益計	32,934	24,450	8,484
(2) 経常費用			
事業費	30,291	25,710	4,581
管理費	1,803	1,001	802
経常費用計	32,095	26,711	5,384
評価損益等調整前当期経常増減額	838	2,261	3,100
基本財産評価損益等	125	111	13
評価損益等計	125	111	13
当期経常増減額	963	2,149	3,113
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	963	2,149	3,113
一般正味財産期首残高	197,629	199,778	2,149
一般正味財産期末残高	198,592	197,629	963
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
正味財産期末残高	198,592	197,629	963

注 当期は平成23年9月1日から平成24年3月31日まで、前期は平成23年4月1日から8月31日までの期間である。

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 財務諸表の作成

貸借対照表及び正味財産増減計算書については、資産及び負債の状態並びに正味財産の状態及びその増減を明りょうに表示する必要があるが、一部の資産及び負債を計上せず、また、指定正味財産に計上すべき本市からの出えん金を一般正味財産に計上するなど、適切とは言えない点があった。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表を作成するよう、古文化保存協会に対して指導し、改められたい。

(b) 会計処理

会計伝票及び総勘定元帳については、公益財団法人古文化保存協会会計規則（以下「保存協会会計規則」という。）において会計帳簿の主要簿として規定されているが、一部の取引について会計伝票を作成しておらず、また、総勘定元帳を作成していない勘定科目があるなど、会計処理としては不十分な点があった。

全ての取引について会計伝票を作成するとともに、全ての勘定科目について総勘定元帳を作成し、適切な会計処理を行うよう、古文化保存協会に対して指導し、改められたい。

(c) 補助簿の記帳

現金出納帳及び預金出納帳については、保存協会会計規則において会計帳簿の補助簿として規定されているが、現金及び預金の出納状況について適切に記帳していないものがあった。

現金及び預金の出納状況を適切に記帳するよう、古文化保存協会に対して指導し、改められたい。

4 株式会社京都産業振興センター

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	代表取締役社長 波部美利	設立年月日	平成 5 年 4 月 26 日
本店所在地	京都市左京区岡崎成勝寺町 9 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	株式会社京都産業振興センターは、次の事業を営むことを目的とする。 ア 京都市の委託による京都市勸業館の管理及び運営 イ 京都市美術工芸ギャラリーの管理及び運営 ウ 展示会，見本市，各種催しの企画，開催及び誘致 エ 商品展示場，見本市会場等の多目的催事施設の企画及び運営 オ 不動産，店舗設備，什器備品の賃貸 カ 衣料品，和洋雑貨品の販売 キ 西陣織，京友禅，京焼・清水焼等伝統工芸品の販売 ク 食料品，菓子，酒類の販売 ケ 旅行業代理店業 コ 飲食店業 サ 前各号に付帯する一切の業務		

ア 出資の状況

株式会社京都産業振興センター(以下「振興センター」という。)の資本金は 9,000 万円であり，5,400 万円(60.0%)を本市が出資している。

本市の所管は，産業観光局商工部産業政策課(現所管 産業総務課)である。

イ 事業の状況

(ア) 京都市勸業館の管理及び運営

(イ) 京都館の管理及び運営

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	494,901	496,626	1,725
売掛金	2,006	1,300	705
商品	7,367	7,546	179
未収入金	37,816	20,681	17,134
未収還付法人税等	35	-	35
前払金	21	82	60
前払費用	843	-	843
貸倒引当金	183	75	108
流動資産合計	542,808	526,163	16,645
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	11,906	13,188	1,281
器具・備品	7,651	8,542	890
その他の有形固定資産	710	1,421	710
有形固定資産合計	20,269	23,152	2,883
(2) 無形固定資産			
電話加入権	380	380	-
ソフトウェア	1,024	1,003	21
無形固定資産合計	1,405	1,384	21
(3) 投資その他の資産			
投資有価証券	-	10,000	10,000
出資金	4	4	-
投資その他の資産合計	4	10,004	10,000
固定資産合計	21,678	34,540	12,862
資産合計	564,486	560,703	3,783
負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	12,871	10,055	2,816
未払金	77,534	69,342	8,191
未払消費税等	4,529	4,478	51
未払法人税等	1,418	10,575	9,157
前受金	76,845	93,086	16,241
預り金	2,529	1,454	1,075
流動負債合計	175,729	188,993	13,263
2. 固定負債			
退職給付引当金	10,055	11,828	1,773
預り保証金	3,000	3,000	-
固定負債合計	13,055	14,828	1,773
負債合計	188,785	203,821	15,036
純資産の部			
1. 株主資本			
(1) 資本金	90,000	90,000	-
(2) 利益剰余金			
付帯設備改善積立金	40,000	40,000	-
15周年記念事業積立金	-	5,000	5,000
別途積立金	199,000	199,000	-
繰越利益剰余金	46,701	22,881	23,819
利益剰余金合計	285,701	266,881	18,819
株主資本合計	375,701	356,881	18,819
純資産合計	375,701	356,881	18,819
負債及び純資産合計	564,486	560,703	3,783

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減	
売上高	821,692	772,319	49,372	
売上原価	307,917	298,926	8,990	
	売上総利益	513,774	473,392	40,382
販売費及び一般管理費	487,306	444,273	43,032	
	営業利益	26,467	29,118	2,650
営業外収益	7,808	7,851	43	
	経常利益	34,276	36,970	2,694
特別利益	716	-	716	
特別損失	6,959	47	6,912	
	税引前当期純利益	28,033	36,922	8,889
	法人税，住民税及び事業税	9,213	14,368	5,155
	当期純利益	18,819	22,554	3,734

(ウ) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金			繰越利益 剰余金		
		付帯設備 改善積立金	15周年記念 事業積立金	別途積立金			
前期末残高	90,000	40,000	5,000	199,000	22,881	356,881	356,881
当期変動額							
剰余金の配当							
積立金の取崩			5,000		5,000	0	
積立金の積立							
当期純利益					18,819	18,819	18,819
当期変動額計	-	-	5,000	-	23,819	18,819	18,819
当期末残高	90,000	40,000	0	199,000	46,701	375,701	375,701

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 経理規程等の整備

株式会社京都産業振興センター経理規程について、棚卸資産に関する規定が置かれていなかったほか、内容に他の規程との整合を欠いている箇所があるなど、その内容に不十分な点や不備が見られた。

経理規程は組織的な会計事務を行ううえでの基本となるものであることから、実務に照らし必要な整備を行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。

(b) 契約の履行確認

株式会社京都産業振興センター契約事務規程によると、検収については、納品書又は完了届若しくは請求書に検収済であることを明示するものとされているが、この事務が行われていなかった。

適正に履行確認を行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与備品の管理

京都館事業の業務委託契約書によると、京都館の管理運営に必要な物品を、別に定める物品の貸与及び管理に関する契約により貸し付けるとされているが、当該契約を締結せずに他の所属の備品を使用させていた。

京都市物品会計規則（以下「市物品会計規則」という。）の趣旨に沿って、適正に貸与契約を締結するよう改められたい。

(b) 委託契約書等の業務内容

市契約事務規則によると、契約書を作成する場合には、契約の目的等を記載するものとされているが、首都圏における定期情報発信業務委託において、契約の目的である業務内容が契約書に明記されておらず、また、仕様書も作成されていなかった。

契約の締結に当たっては、契約書等により業務内容を明確にするよう改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

振興センターは、平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市勧業館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市勧業館 (愛称「みやこめッセ」)	京都市左京区 岡崎成勝寺町 9 番地の 1	展示会、見本市等 のための施設の 提供	産業観光局商工部 産業政策課(現所 管 産業総務課)

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 京都市勧業館の事業に係る業務

- (a) 展示会、見本市等のための施設の提供
- (b) 研修、会議等のための施設の提供
- (c) 伝統産業製品の展示及び紹介
- (d) 伝統産業に関する情報の提供
- (e) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

b 京都市勧業館の維持管理に係る業務

c その他市長が必要と認める業務

- (a) 美術工芸ギャラリー事業に関すること
- (b) レストラン事業に関すること
- (c) 伝統産業ふれあい館と連携した事業の実施(ミュージアムショップ京紫苑の運営)

(イ) 利用の状況

(単位：％，人)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
展示場面積稼働率	45.0	41.4	43.9	45.4	49.3
会議室区分稼働率	35.5	33.4	34.6	38.4	41.7
来館者数	1,000,814	941,633	993,347	1,059,312	1,127,118

平成 20 年度に展示場稼働率が低下し，これに伴って会議室稼働率及び来館者数も低下，減少したが，近年は上昇，増加しており，平成 23 年度は前年度と比べ，展示場面積稼働率が 3.9 ポイント，会議室区分稼働率が 3.3 ポイント上昇し，来館者数は 6 万 7,806 人（6.4％）増加した。

(ウ) 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は，次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	558,397	納付金	155,000
商品売上	46,837	人件費，事務運営費	124,725
テナント管理収入	16,886	水道光熱費	97,056
美術工芸ギャラリー	3,964	委託費	92,982
使用料収入		商品仕入，事業費，	64,194
その他事業収入	8,290	広告宣伝費	
その他	8,518	修繕費	40,419
		貸付備品費	15,518
		その他	27,200
合 計	642,894	合 計	617,098

収支差額 25,796 千円

注 利用料金収入には，振興センターが提供する備品及びサービス等の利用料金収入を含む。
以下同じ。

利用料金収入を過去 5 年間で見ると，次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用料金収入	505,065	458,553	491,857	513,704	558,397

平成 20 年度に減少したが，その後は増加し，平成 23 年度の利用料金収入につ

いては、前年度に比べ4,469万円(8.7%)の増加となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 利用料金の徴収

京都市勧業館の利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は、京都市勧業館条例(以下「勧業館条例」という。)に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、この承認手続を経ずに料金を定めて徴収していたほか、勧業館条例に利用料金の定めのない施設について利用料金を徴収していたものがあった。

勧業館条例の規定の趣旨に従い、適切な手続を経て料金を徴収するよう、振興センターに対して指導し、改められたい。

(b) 指定管理者が行う業務

勧業館条例に定める施設の範囲又は開館時間以外に、特別利用として施設の利用を許可していたものがあったが、この実施に当たり本来必要と考えられる手続を行っていないものがあったほか、根拠が不明確なまま当該特別利用に関して収入していたものがあった。

これら業務の実施に当たっては、必要な手続を経て根拠を明確にして行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 修繕の実施

指定管理に関する協定書によると、施設の維持管理を図るための修繕については指定管理者の負担とされ、施設の保守管理、安全点検、衛生管理、緊急を要する修繕及び小規模修繕等については指定管理者の責任で行うこととされているが、この区分に基づかずに修繕を実施していたものがあった。

修繕の実施に当たっては、協定の定めに従い、適正な負担区分と手続により行うよう改められたい。

(b) 貸与備品の管理

指定管理業務に要する備品のうち、本市がリースにより調達し貸与している物品について、市の備品台帳への記録及び指定管理に関する協定書別表への記載を行っていなかった。

市物品会計規則の趣旨に沿って、適正に備品管理を行うよう改められたい。

(c) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用については、京都市公有財産規則（以下「市公有財産規則」という。）に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく施設を目的外に使用させているものがあつた。

行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。

5 社団法人京都市観光協会（現 公益社団法人京都市観光協会）

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 柏原康夫	設立年月日	昭和 35 年 5 月 1 日
事務所所在地	京都市東山区三条通大橋東二丁目 73 番地 2 京都三条大橋ビル 2 階		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都市における観光事業の振興を図り、もって産業、経済の発展と文化の興隆に資し併せて国際収支の改善と国際文化の交流、親善の増進に寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金	14,260	京都をあげて観光の振興を図るため	京都観光の振興に関する事業及びこの事業実施に係る管理運営に要する経費	予算の範囲内で事業に要した経費内の額	産業観光局 観光部 観光企画課 (現 観光 M I C E 推進室)

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金

a 事業の状況

京都観光の振興に関する事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	14,260	事業費	550,165
受取会費	64,996	管理費	36,912
事業収益	524,706		
その他	1,544		
合 計	605,506	合 計	587,077

収支差額 18,429 千円

注 この表は、社団法人京都市観光協会全体の収支状況を表している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）によると、補助金の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を調査するものとされているが、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金について、必要書類が添付されていない申請書に基づき補助金の交付の決定を行っていた。

適正な書類を受領したうえで、補助金の交付の決定を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業等の実績を調査したうえで補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、オール京都の観光振興体制づくり推進事業補助金について、実績報告書の確認後、交付額の決定及び社団法人京都市観光協会への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
(ア) 京都観光 Navi の管理運営に関する委託	4,100	産業観光局観光部
(イ) 市民による京都の魅力再発見事業に関する業務委託	1,000	観光企画課 (現 観光M I C E 推進室)

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、

6 京都市民生児童委員連盟

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 黒松文子	設立年月日	昭和 23 年 4 月 1 日
事務所所在地	京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500 番地の 1 中信御池ビル 3 階		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	京都市内における民生委員児童委員活動の充実振興をはかり、もって地域福祉活動の推進に資することを目的とし、次の事業を行う。 ア 民生委員児童委員に関する調査、研究及び企画 イ 民生委員児童委員に関する連絡及び調整 ウ 民生委員児童委員に関する研修 エ 社会福祉事業に関する普及及び宣伝 オ 社会福祉の増進に必要な諸施策に関する意見具申 カ 民生委員児童委員に関する功労者の表彰及び慶弔 キ その他本連盟の目的達成に必要な事項		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 京都市民生児童委員連盟補助金	11,150	民生委員・児童委員並びに主任児童委員の活動の充実を図ることによる地域福祉の推進	京都市民生児童委員連盟の運営	事業に要する経費に相当する額の範囲内において市長が定める額	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課
(イ) 京都市民生児童委員連盟補助金(平成 23 年度近畿ブロック府県・指定都市民生委員・児童委員関係事業会議開催に係る補助金)	2,000	平成 23 年度近畿ブロック府県・指定都市民生委員・児童委員関係事業会議開催			
合 計	13,150				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市民生児童委員連盟補助金

a 事業の状況

京都市民生児童委員連盟(以下「連盟」という。)の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	13,150	会費分担金	8,777
その他助成金	2,500	連絡調整費	4,783
会費	6,339	交付金, 助成金	4,321
委託料	2,924	大会研修費	3,457
諸収入	2,071	大会講習派遣費	639
繰越金	1,026	その他事業費	498
		事務費	3,467
合 計	28,012	合 計	25,944

収支差額 2,068 千円

注 この表は、連盟の全体の収支状況を表している。

(イ) 京都市民生児童委員連盟補助金(平成23年度近畿ブロック府県・指定都市民生委員・児童委員関係事業会議開催に係る補助金)

a 事業の状況

平成23年度近畿ブロック府県・指定都市民生委員・児童委員関係事業会議(以下「ブロック会議」という。)を開催した。

開催日：平成23年10月21日(金), 22日(土)

参加人数：158人

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,000	施設利用費	3,259
京都社会福祉会館補助金	1,000	物品等購入費	683
全国民生委員児童委員連合会補助金	500	印刷費	500
参加費等収入	2,070	その他	326
合 計	5,570	合 計	4,770

収支差額 800 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項

がありました。

(7) 指摘事項

a 団体関係

(a) 補助金の実績報告

連盟は、市からの補助金を財源として各区民生児童委員会に対して交付金及び助成金を支出しており、市への補助金の実績報告については、各区民生児童委員会から当該交付金等に係る連盟への事業報告の提出を受け、その内容を確認したうえで行う必要があるが、この事業報告の提出依頼及び受領について、市への補助金の実績報告書の提出後に行っており、交付金等の使途等の内容を具体的に確認せずに市への実績報告を行っていた。

本件については、連盟を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたにもかかわらず、同様の問題が再び見られたものであるため、必要な手続について各区民生児童委員会への交付金及び助成金交付要綱（以下「交付金等交付要綱」という。）においてより明確に規定するなど、実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないように、連盟に対して指導し、改められたい。

(b) 補助事業の遂行

市からの補助金を財源として各区民生児童委員会に対して支出している交付金及び助成金の対象となる経費の範囲について、交付金等交付要綱、支出決定書や添付された申請資料等において明確になっていなかったほか、事業終了後に提出を受けた事業報告書についても、具体的な使途、支出及び収支の確認ができるものとなっておらず、市の補助金が適正に使用されたのか、十分確認することができなかった。

交付及び助成対象範囲等について、交付金等交付要綱に明確に規定するとともに、事業報告書の受領時には交付及び助成対象範囲に係る収支を適切に確認するなど、市の補助金はその交付の目的に従って使用されることが明確となるよう、連盟に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

補助金の交付の決定については、補助金条例及び補助金ごとの交付要綱に

従って行うものとされているが、連盟の運営に係る補助金の交付申請書に添付された事業計画書及び収支予算書が補助対象事業以外のものも含んだ連盟全体のものであり、他の補助金や委託料により実施される事業等、補助の対象外として整理しているものが除かれておらず、補助金の交付申請額の内訳に対応する補助対象事業の具体的な内容及び収支が明確となっていなかった。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し通知するものとされているが、次のような事例があった。

- ・ 連盟の運営に係る補助金について、実績報告に添付された収支決算書が連盟全体のものであり、補助の対象となる事業についての収支を確認することができなかった。
- ・ 連盟の運営に係る補助金及びブロック会議開催に係る補助金について、実績報告書を課内で供覧するだけで、交付額の決定及び連盟への通知を行っていなかった。
- ・ ブロック会議開催に係る補助金の収支計算書に、会議開催に要したものでない経費が一部含まれていたほか、収支差額が生じていたが、必要な手続を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
(ア) 民生委員・児童委員全体研修会及び行政区別研修会の実施	2,680	保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項

がありました。

(7) 指摘事項

a 委託業務の履行

民生委員・児童委員全体研修会及び行政区別研修会の実施の委託について、業務の履行状況を見たところ、全体研修会については、市と連盟の共催で実施されており、市の事業としてではなく連盟自らが行う事業費に対して委託料を支出していたほか、行政区別研修会については、連盟が実施するのではなく、委託料に自己財源を加算した額で各区民生児童委員会に交付金を支出し、区民生児童委員会の事業として実施させていた。

このような業務実態からすれば、市の支出は、連盟及び区民生児童委員会が実施する事業に対する助成と捉えられるものであり、委託料として支出することは適当ではない。事業の実施主体を明確にし、これに応じた適正な支出方法へ改められたい。

7 社会福祉法人京都社会福祉協会

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 柴田重徳	設立年月日	昭和 55 年 8 月 13 日
事務所所在地	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町 519 番地 京都社会福祉会館 3 階		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。		

ア 出資の状況

社会福祉法人京都社会福祉協会（以下「社会福祉協会」という。）の出えん金は 100 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、保健福祉局子育て支援部保育課である。

イ 事業の状況

第二種社会福祉事業

(ア) 保育所の設置経営

a 保育園の設置経営（21 箇所）

(a) 定員合計 1,830 人

(b) 入所者数合計 2,115 人（平成 24 年 3 月 1 日現在）

b 保育対策等促進事業

延長保育 …… 19 箇所

c 子育て支援ステーション事業（受託事業） …… 9 箇所

(イ) 児童厚生施設の設置経営，指定管理（17 箇所）

a 児童館の設置経営及び放課後児童健全育成事業の受託

(a) 学童クラブ …… 4 箇所

(b) 幼児クラブ …… 4 箇所

(c) 母親クラブ …… 2 箇所

b 児童館の指定管理及び放課後児童健全育成事業の受託

(a) 学童クラブ …… 13 箇所

(b) 幼児クラブ …… 13 箇所

(c) 母親クラブ …… 7 箇所

c 子育て支援ステーション事業（受託事業） …… 6 箇所

- d 中高生と赤ちゃんとの交流事業（受託事業） 5箇所
- e サマーステイ事業 4箇所

ウ 収支及び財産の状況

(7) 資金収支計算書

資金収支計算書
 (自)平成23年4月1日 (至)平成24年3月31日

団体全体

(単位：千円)

勘定科目		予算	決算	差異	
経常活動による収支	収入	利用料収入	115,893	115,342	550
		運営費収入	1,990,251	2,010,782	20,531
		私的契約利用料収入	1		1
		委託料収入	369,530	352,856	16,673
		経常経費補助金収入	624,356	594,138	30,217
		寄付金収入	4,312	3,946	365
		雑収入	35,230	33,619	1,610
		借入金利息補助金収入	250	82	167
		受取利息配当金収入	760	556	203
		経理区分間繰入金収入	1		1
		経常収入計 (1)		3,140,584	3,111,325
経常活動による収支	支出	人件費支出	2,528,497	2,476,377	52,119
		事務費支出	344,463	287,463	56,999
		事業費支出	309,426	281,783	27,642
		借入金利息支出	250	128	121
		経理区分間繰入金支出			
経常支出計 (2)		3,182,636	3,045,753	136,882	
経常活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)		42,052	65,572	107,624	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	49,434	47,461	1,972
		固定資産売却益(売却収入)	1		1
		施設整備等収入計 (4)	49,435	47,461	1,973
	支出	固定資産取得支出	183,891	174,166	9,724
		施設整備等支出計 (5)	183,891	174,166	9,724
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)		134,456	126,705	7,750	
財務活動による収支	収入	借入金元金償還補助金収入		57	57
		積立預金取崩収入	167,838	140,095	27,743
		その他の収入	55,122	48,409	6,712
		財務収入計 (7)	222,960	188,561	34,398
	支出	借入金元金償還金支出	1,148	1,058	90
		積立預金積立支出	103,106	113,639	10,533
		その他の支出	38,156	36,777	1,378
		財務支出計 (8)	142,410	151,475	9,065
財務活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)		80,550	37,086	43,463	
当期資金収支差額合計 (10) = (3) + (6) + (9)		95,958	24,046	71,911	
前期末支払資金残高 (11)		543,595	542,438	1,156	
当期末支払資金残高 (10) + (11)		447,637	518,392	70,755	

注 斜字部分(予算額,差異)は社会福祉協会の23年度決算報告書には記載がないが資料より記載

(1) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書
 (自)平成23年4月1日 (至)平成24年3月31日

団体全体

(単位：千円)

勘定科目		本年度決算	前年度決算	増減	
事業活動収支の部	収入	利用料収入	115,342	113,120	2,221
		運営費収入	2,010,782	2,033,797	23,014
		委託料収入	352,856	304,309	48,546
		経常経費補助金収入	594,138	596,380	2,242
		寄付金収入	3,946	1,325	2,621
		雑収入	33,619	26,829	6,790
		引当金戻入	109	821	712
		借入金元金償還補助金収入	57		57
		国庫補助金等特別積立金取崩額	38,385	35,794	2,591
		事業活動収入計 (1)	3,149,239	3,112,379	36,860
	支出	人件費支出	2,428,841	2,408,456	20,385
		事務費支出	287,463	249,255	38,207
事業費支出		281,783	286,179	4,396	
減価償却費		69,919	83,656	13,736	
引当金繰入		35,011	30,223	4,788	
事業活動支出計 (2)		3,103,020	3,057,771	45,248	
事業活動収支差額 (3) = (1) - (2)		46,219	54,608	8,388	
事業活動外収支の部	収入	借入金利息補助金収入	82	194	111
		受取利息配当金収入	556	679	123
		雑収入	38,863	14,210	24,652
		事業活動外収入計 (4)	39,502	15,084	24,417
	支出	借入金利息支出	128	169	40
		雑損失	3,650	2,525	1,124
事業活動外支出計 (5)		3,778	2,694	1,083	
事業活動外収支差額 (6) = (4) - (5)		35,723	12,389	23,334	
経常収支差額 (7) = (3) + (6)		81,943	66,997	14,945	
特別収支の部	収入	施設整備等補助金収入	47,461	17,469	29,991
		その他の特別収入	34,148	43,299	9,150
		特別収入計 (8)	81,609	60,768	20,840
	支出	固定資産売却損・処分損(売却原価)	1,169	569	600
		国庫補助金等特別積立金積立額	28,116	6,742	21,373
		その他の特別損失	46,552	47,435	882
特別支出 (9)		75,838	54,747	21,090	
特別収支差額 (10) = (8) - (9)		5,771	6,021	250	
当期活動収支差額合計 (11) = (7) + (10)		87,714	73,019	14,695	
繰越額の動向	繰越額の動向	前期繰越活動収支差額 (12)	219,753	316,004	96,251
		当期末繰越活動収支差額 (13) = (11) + (12)	307,467	389,023	81,555
		基本金取崩額 (14)			
		基本金組入額 (15)	49,192		49,192
		その他の積立金取崩額 (16)	140,095	17,650	122,445
その他の積立金積立額 (17)	113,639	183,732	70,092		
次期繰越活動収支差額 (18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)		284,730	222,941	61,789	

注 斜字部分(前年度決算,増減)は社会福祉協会の23年度決算報告書には記載がないが資料より記載

(ウ) 貸借対照表

貸借対照表
平成24年3月31日現在

団体全体

(単位：千円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	767,061	657,095	109,965	流動負債	248,669	114,657	134,011
現金預金	613,128	558,919	54,208	短期借入金	1,500		1,500
未収金	124,678	96,853	27,825	未払金	167,679	54,213	113,465
立替金	2,267	439	1,827	預り金	66,886	46,079	20,807
前払金	278	282	3	仮受金		1	1
短期貸付金	3,700	500	3,200	その他の流動資産	12,603	14,362	1,759
仮払金		100	100				
その他流動資産	23,008		23,008				
固定資産	2,233,573	2,149,577	83,995	固定負債	565,102	578,085	12,982
基本財産	843,624	832,187	11,437	設備資金借入金	3,262	4,320	1,058
建物	807,624	796,187	11,437	府共済会	559,193	570,259	11,066
土地	35,000	35,000		長期未払金	2,647	3,506	858
基本財産特定預金	1,000	1,000		負債の部合計	813,771	692,742	121,029
その他の固定資産	1,389,948	1,317,390	72,558	純資産の部			
建物	76,358	834	75,523	基本金	481,846	432,654	49,192
構築物	17,591	20,579	2,987	基本金	481,846	432,654	49,192
車輛運搬具	14	23	9	国庫補助金等特別積立金	620,385	631,980	11,594
器具及び備品	139,517	127,583	11,933	その他の積立金	799,899	826,355	26,455
繰越積立預金	789,899	816,355	26,455	人件費積立金	182,210	204,210	22,000
施設・設備整備積立金	10,000	10,000		修繕積立金	522,804	530,329	7,524
投資有価証券	200	200		備品等購入積立金	53,083	59,684	6,601
退職共済預け金	338,544	325,813	12,730	特別事業積立金	8,552	9,181	629
運用財産	13,500		13,500	退職給与積立金	10,250	9,950	300
他の固定資産	4,322	16,000	11,677	施設・設備整備積立金	23,000	13,000	10,000
				次期繰越活動収支差額	284,730	222,941	61,789
				次期繰越活動収支差額 (うち当期活動収支差額)	284,730	222,941	61,789
					87,732	73,019	14,713
				純資産の部合計	2,186,863	2,113,930	72,932
資産の部合計	3,000,634	2,806,673	193,961	負債及び純資産の部合計	3,000,634	2,806,673	193,961

注 斜字部分(前年度末,増減)は社会福祉協会の23年度決算報告書には記載がないが資料より記載

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 法人内経理区分間での貸付金の処理

翌年度にわたる本部経理区分から施設経理区分への貸付金の一部について、本部経理区分では短期貸付金として資産に計上しているが、施設経理区分では雑収入として収入に計上しており、計算書類において収入及び負債の状況が正しく示されていなかった。

社会福祉法人会計基準等に沿って適切に計算書類を作成するよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。

(b) 計算書類の作成

計算書類については、社会福祉法人会計基準に基づき作成することとされているが、計算書類のうち作成されていないもの、前年度と当年度とで一致すべき数値が一致していないものなどがあつた。

社会福祉法人会計基準に沿って適切に計算書類を作成するよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。

(c) 金銭の収納

社会福祉法人京都社会福祉協会経理規程(以下「社会福祉協会経理規程」という。)によると、金銭の収納に関しては、会計責任者等の認印を受けた領収書を発行するものとされているが、円町児童館において児童館利用料金等を現金収納した際、領収書を発行していなかった。

社会福祉協会経理規程に基づき適正に事務を行うよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。

(d) 入札による業者決定

入札は最も有利な条件を示した者との間で契約するものであり、社会福祉法人京都社会福祉協会工事請負業者決定等取扱要綱では、工事請負契約を競争入札に付した場合には、原則として最低価格を示した業者と契約するとし

ているが、業者決定に当たり、入札価格以外の要素を考慮する場合の取扱基準等がなく、決定書にも業者決定理由が明確にされていないものがあった。

業者決定の理由を明確に記載するよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。

(e) 随意契約

社会福祉協会経理規程によると、請負その他の契約でその予定価格が定められた額を超えない場合に随意契約をすることができるとされているが、定められた額を超える契約について、随意契約していた。

社会福祉協会経理規程に基づき適正に事務を行うよう、社会福祉協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託料の精算報告

社会福祉協会が設置経営する児童館に係る児童館事業委託契約書及び社会福祉協会を指定管理者とする公設児童館の管理に関する協定書によると、委託料は概算払とし、委託期間終了後（公設児童館にあっては年度ごとに期間終了後）に精算するものとされているが、委託料の変更に当たって、当該期間の事業に要した総額を明らかにした精算報告書の提出を受けていなかった。

委託料の精算に当たっては、適正な精算報告書の提出を受けよう改められたい。

(b) 委託料の支払

社会福祉協会から他団体へ派遣され、本市から当該団体への委託業務に従事している職員の人件費について、派遣元である社会福祉協会に対して、指定管理料の一部として支払い、社会福祉協会から当該団体へ支払われていた。

委託料の支払に当たっては、契約の内容に従い、適正に処理するよう改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 社会福祉法人 京都社会福祉協 会運営補助金	6,071	利用者の 意向を尊 重した多 様な福祉 サービスの 総合的 提供によ る,利用 者の心身 の健やか な育成の 支援	社会福祉 協会運営 経費(人件 費,事務局 執務室賃 借料)	予算の範囲内 において市長が定 める額	保健福祉局 子育て支援部 保育課
(イ) 京都市民間社 会福祉施設耐震 診断助成事業補 助金	733	民間社会 福祉施設 の耐震診 断,耐震 改修工事 の実施促 進	民間社会 福祉施設 の耐震診 断事業	耐震診断事業費 用の合計額の3 分の2の額 1棟につき100 万円限度	
(ウ) 京都市保育所 施設整備補助金 (大宮保育園)	1,600	京都市内 の保育所 の安定的 な施設運 営を図る	社団法人 京都市保 育園連盟 が補助す る整備交 付金の対 象事業で 市長が適 当と認め るもの	社団法人京都市 保育園連盟が補 助する整備交付 金と同額か,その 額の範囲内で市 長が必要と認め た額	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課
(エ) 京都市保育所 緊急整備事業に 関する整備費等 補助金(大宮保育 園増築)	13,554	京都府子 育て支援 特別対策 事業費補 助金にか かる保育 所緊急整 備事業の 実施補助	社会福祉 法人等が 主体とし て行う保 育所の新 設,修理, 改造,整備 等	補助対象経費の 4分の3に相当 する額の範囲内 の額	

(オ) 京都市保育所 緊急整備事業に 関する整備費等 補助金（高野保 育園増築）	11,468	同上	同上	同上	
合 計	33,426				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 社会福祉法人京都社会福祉協会運営補助金

a 事業の状況

社会福祉協会事務局の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	6,071	人件費	8,175
団体負担分	4,043	賃借料	1,938
合 計	10,114	合 計	10,114

(イ) 京都市民間社会福祉施設耐震診断助成事業補助金

a 事業の状況

社会福祉協会が設置経営する福西保育園の建物耐震診断を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	733	事業費	1,100
団体負担分	367		
合 計	1,100	合 計	1,100

(ウ) 京都市保育所施設整備補助金（大宮保育園）

a 事業の状況

社会福祉協会が設置経営する大宮保育園の増築工事（第1期）を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金 (社)京都市保育園連盟 整備交付金 団体負担分	1,600 4,524 27,476	工事費	33,600
合 計	33,600	合 計	33,600

(I) 京都市保育所緊急整備事業に関する整備費等補助金（大宮保育園）

a 事業の状況

社会福祉協会が設置経営する大宮保育園の増築工事（第2期）を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金 団体負担分	13,554 44,581	建築主体工事費 工事事務費	54,915 3,220
合 計	58,135	合 計	58,135

(オ) 京都市保育所緊急整備事業に関する整備費等補助金（高野保育園）

a 事業の状況

社会福祉協会が設置経営する高野保育園の増築工事を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金 団体負担分	11,468 37,462	建築主体工事費 工事事務費	44,940 3,990
合 計	48,930	合 計	48,930

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉協会は、平成 23 年度において、京都市室町児童館等 13 児童館の指定管理者となっている。

このうち、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 5 年間指定管理者となっている京都市円町児童館を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市円町児童館	京都市中京区西ノ京 南大炊御門町 33 番地	児童館事業 学童クラブ事業	保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

a 児童館事業

(a) 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「学童クラブ事業」という。)

(b) 健全な遊びの場所の提供

(c) 遊びの指導

(d) クラブ活動の育成と指導

b 学童クラブ事業に係る児童館の利用許可に関する業務

c 児童館の施設、附属設備及び備品の保守

d その他 a, b, c の実施に際し、必要と認められること

(イ) 利用の状況

(単位：日，人)

区 分		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童館	開館日数	291	291	264	295	293
	延べ利用者数	4,526	3,249	3,846	4,718	4,771
	1日平均利用者数	15.6	11.2	14.6	16.0	16.3
学童 クラブ	実施日数	291	291	290	295	294
	延べ出席児童数	6,020	9,059	6,073	8,036	7,708
	1日平均出席数	20.7	31.1	20.9	27.2	26.2

注 1日平均利用者数は小数点以下第 2 位を四捨五入

児童館の延べ利用者数は、平成 20 年度以降増加している。また、学童クラブの延べ出席児童数は平成 22 年度に大きく増加したが、平成 23 年度は 328 人（4.1%）減少している。

(ウ) 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	20,556	人件費	19,736
利用料金収入	2,489	事業費	4,854
雑収入等	322		
その他	1,585		
合 計	24,954	合 計	24,591

収支差額 363 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用料金収入	2,182	2,786	2,133	2,299	2,489

平成 23 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 190 千円（8.3%）の増加となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

8 社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 村上真理雄	設立年月日	昭和 35 年 2 月 10 日
事務所所在地	京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町 423 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(ア) 特別養護老人ホーム</p> <p>(イ) 軽費老人ホーム</p> <p>(ウ) 児童養護施設</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 老人デイ サービスセンター</p> <p>(イ) 老人介護支援センター</p> <p>(ウ) 保育所</p> <p>(エ) 障害福祉サービス事業</p> <p>(オ) 老人短期入所事業</p> <p>(カ) 隣保事業</p> <p>(キ) 児童厚生施設</p> <p>(ク) 老人居宅介護等事業</p> <p>(ケ) 小規模多機能型居宅介護事業</p> <p>(コ) 地域子育て支援拠点事業</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会(以下「カリタス会」という。)は、平成 23 年度において、京都市東九条特別養護老人ホーム、京都市東九条老人デイサービスセンター、京都市東九条地域包括支援センター、京都市崇仁児童館等 8 施設の指定管理者となっている。

このうち、平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 6 年間、指定管理者となっている京都市東九条特別養護老人ホーム、京都市東九条老人デイサービスセンター、京都市東九条地域包括支援センターを監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主 な 事 業	所 管 課
(ア) 京都市東九条特別養護老人ホーム	京都市南区東九条西岩本町1番地の1	施設の管理運営	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課
(イ) 京都市東九条老人デイサービスセンター	同上	同上	
(ウ) 京都市東九条地域包括支援センター	同上	同上	

イ 管理の状況

(ア) 京都市東九条特別養護老人ホーム

a 事業の状況

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理等を行った。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特別養護老人ホーム利用者延べ人数	17,423	17,732	17,551	17,816	17,508
老人短期入所事業利用者延べ人数	2,604	2,352	2,299	2,003	1,971

老人短期入所事業の利用者数は、減少傾向にある。

c 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	175,357	人件費	130,064
利用料収入	27,194	事業費	42,166
補助金収入	4,322	委託費	34,698
寄附金収入	1,940	小額修繕費	1,658
その他	5,266	その他	17,608
合 計	214,080	合 計	226,196

収支差額 12,115 千円

注 この表は、京都市東九条特別養護老人ホーム（老人短期入所事業を除く）の収支状況を表している。

介護保険収入と利用料収入を合わせた利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用料金収入	189,454	193,872	202,893	203,820	202,551

注 この表は、京都市東九条特別養護老人ホーム（老人短期入所事業を除く）の収入状況を表している。

平成 23 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 126 万円（0.6%）の減少となった。

(イ) 京都市東九条老人デイサービスセンター

a 事業の状況

入浴や食事の介助，レクリエーションを行った。

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
定 員	30	30	30	32	32
1日平均利用者数	27.6	27.0	27.2	27.8	26.3
延べ利用者数	8,528	8,307	8,352	8,544	8,295

1日平均利用者数は、定期的な利用者の老人短期入所事業の利用や入院等により前年度に比べ 1.5 人（5.4%）減少した。

c 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	78,994	人件費	47,926
利用料収入	5,214	事業費	11,125
補助金収入	1,481	委託費	8,171
その他	4,061	小額修繕費	62
		その他	2,844
合 計	89,752	合 計	70,130

収支差額 19,621 千円

介護保険収入と利用料収入を合わせた利用料金収入を、過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用料金収入	84,108	81,415	82,162	86,281	84,208

平成23年度の利用料金収入については、前年度に比べ207万円(2.4%)の減少となった。

(ウ) 京都市東九条地域包括支援センター

a 事業の状況

可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、高齢者やその家族、地域の方の相談に応じ、必要なサービスの紹介を行った。

また、介護予防に関して疑問や困り事の相談を受けた。

b 利用の状況

(単位：人,件)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談実人員	1,962	1,938	2,167	2,028	2,296
給付管理件数 (月平均)	135.3	137.4	146.0	160.0	178.4

相談実人員及び給付管理件数(月平均)は、介護サービス利用者が増加していること等により増加傾向にある。

c 収支の状況

平成23年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	15,800	人件費	27,001
介護保険収入	8,507	委託費	252
その他	1,610	その他	1,276
合 計	25,918	合 計	28,530

収支差額 2,612千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理に係る収支報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書に業務に係る収入及び支出の内訳を記載して提出することとされているが、この内訳に実際の決算額と異なっているものがあった。

事業報告書には指定管理に係る収入及び支出の決算額を正確に記載するよう、カリタス会に対して指導し、改められたい。

(b) 再委託の承諾

指定管理に関する協定書において、第三者への委託を認められる業務は列挙されているが、京都市東九条特別養護老人ホーム及び京都市東九条老人デイサービスセンターの管理において当該列挙された業務以外の業務を第三者に委託していた。

再委託に当たっては、事前に市の承諾を得て行うよう、カリタス会に対して指導し、改められたい。

(c) 貸与備品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書によると、貸与物品の返納に当たっては貸与物品返納申請書により申請することとされているが、本市から貸与された重要物品を処分する際に当該申請を行っておらず、また、処分後に締結した協定書に当該物品を記載しているものがあった。

貸与備品については、物品の貸与及び管理に関する協定書に従った手続を行うよう、カリタス会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用については、市公有財産規則に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく施設を目的外に使用させているものがあった。

行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。

(b) 貸与備品の管理

本市からカリタス会に対して指定管理業務に要する備品を貸与しているが、適正な備品整理票を貼付していないものがあった。

定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取り組まれたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
(ア) 介護予防ケアプラン（二次予防事業対象者）作成	58	保健福祉局
(イ) 京都市シルバーハウジング生活援助員派遣事業	2,483	長寿社会部
(ウ) 配食サービス事業	3,353	長寿福祉課
(エ) 東日本大震災に係る介護施設での雇用確保・資格取得支援事業	359	

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

9 財団法人京都市健康づくり協会（現 公益財団法人京都市健康づくり協会）

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 片岡季久	設立年月日	平成 5 年 1 月 8 日
事務所所在地	京都市南区西九条南田町 1 番地の 2		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	市民が安全で効果的な健康づくりを行えるように、健康づくりの理論の確立及び実践のための環境整備を図り、もって市民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

財団法人京都市健康づくり協会（以下「健康づくり協会」という。）の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課である。

イ 事業の状況

- (ア) 健康づくりを図るための実践活動の推進
- (イ) 健康づくりに関する調査、研究及び情報の提供
- (ウ) 健康づくり関連団体等との連携及び協力並びに当該団体等の活動の振興
- (エ) 健康づくり指導者の養成及び研修
- (オ) 京都市健康増進センターの管理運営業務の受託
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金	3,056	2,595	460
預金	59,509	54,294	5,214
未収金	11,964	17,989	6,025
前払金	211	177	33
棚卸資産	418	436	18
有価証券	50	50	
流動資産合計	75,209	75,544	335
2. 固定資産			
基本財産	50,000	50,000	
基本財産合計	50,000	50,000	
その他固定資産			
什器備品	21,793	22,360	567
減価償却累計額	21,396	21,642	245
電話加入権	148	148	
退職給与引当預金	9,189	7,971	1,218
その他固定資産合計	9,734	8,837	896
固定資産合計	59,734	58,837	896
資産合計	134,944	134,382	561
負債の部			
1. 流動負債			
前受金	630		630
仮受金	47	33	13
未払金	19,675	28,324	8,649
預り金	635	828	192
受入保証金	36	25	11
流動負債合計	21,024	29,212	8,187
2. 固定負債			
長期借入金			
退職手当引当金	28,653	26,139	2,514
固定負債合計	28,653	26,139	2,514
負債合計	49,677	55,351	5,673
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計			
2. 一般正味財産	85,266	79,031	6,235
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	85,266	79,031	6,235
負債及び正味財産合計	134,944	134,382	561

(1) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	339	352	13
事業収入	259,346	256,360	2,985
雑収入	432	540	107
経常収益計	260,117	257,252	2,864
(2) 経常費用			
事業費支出	143,994	139,112	4,881
管理費支出	106,270	110,525	4,255
減価償却額	292	357	64
退職手当引当金繰入額	3,296	1,533	1,763
経常費用計	253,854	251,528	2,325
当期経常増減額	6,263	5,723	539
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産除却額	28	128	100
経常外費用計	28	128	100
当期経常外増減額	28	128	100
当期一般正味財産増減額	6,235	5,594	640
一般正味財産期首残高	79,031	73,436	5,594
一般正味財産期末残高	85,266	79,031	6,235
正味財産期末残高	85,266	79,031	6,235

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 見積書の徴収

財団法人京都市健康づくり協会経理規則によると、契約については、当該経理規則に定めるもののほか、京都市の例によるとされているが、随意契約により契約を締結する際の見積書の徴収についての定めがなく、契約金額が10万円を超えるものについて複数の者から見積書を徴していないものがあった。

随意契約により金額が10万円を超える契約を締結する場合は、複数の者から見積書を徴するよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。

(b) 財務諸表の作成

財務諸表について、本市からの出せん金は指定正味財産に計上すべきところ、一般正味財産に計上していた。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表等を作成するよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

健康づくり協会は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、京都市健康増進センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市健康増進センター (愛称「ヘルスピア21」)	京都市南区西九条南 田町1番地の2	運動施設の管理運 営等健康に関する 取組	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 健康の保持及び増進に資する市民の活動のための施設の提供
- b 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としての事業
- c 京都市健康増進センターの維持管理に係る業務
- d その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
運動施設利用者 (うち定期券利用者)	84,440 (20,592)	101,363 (42,606)	104,512 (48,695)	98,103 (46,370)	99,791 (48,438)
健康づくり教室参加者	8,644	10,098	10,004	9,841	10,016
診療所受診者	2,608	2,765	3,446	3,898	3,995

運動施設の利用者数は、平成 20 年度のシニア用定期券及びナイト用定期券の導入以降、大きく増加し平成 22 年度は減少したが、平成 23 年度は前年度に比べ 1,688 人 (1.7%) の増加となっている。

健康づくり教室の参加者数も 1 万人前後で推移しており、平成 23 年度は前年度に比べ 175 人 (1.8%) の増加となっている。

診療所受診者数は、年々増加している。

(ウ) 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	89,268	人件費	73,734
施設利用料金収入	69,244	事業費	51,680
診療所事業収入	21,349	委託費	37,087
その他	771	小額修繕費	9,003
		その他	7,012
合 計	180,634	合 計	178,518

収支差額 2,115 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用料金収入	60,843	64,187	65,332	62,408	69,244

平成 23 年度の利用料金収入は、前年度に比べ 683 万円 (11.0%) の増加となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 貸与備品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与された物品について、貸与物品一覧及び本市備品台帳に記録はあるが、現物を確認できない備品があった。

貸与備品については、物品の貸与及び管理に関する協定書に従い、管理を適正に行うよう、健康づくり協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与備品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書に基づき本市から貸与した物品について、備品整理票を貼付していない、又は備品整理票が剥がれて、備品の特定が困難なものがあった。また、備品台帳と備品の整理票番号が一致していないものが多数あった。

定期的に備品台帳と備品との照合を行うなど、適正な備品管理に向けて、具体的に取り組まれたい。

10 京都醍醐センター株式会社

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	代表取締役社長 堺 眞實	設立年月日	平成 5 年 4 月 2 日
事務所所在地	京都市伏見区醍醐高畑町 30 番地の 1		
目 的 (外郭団体経営 計画から。)	醍醐団地総合再生事業の一環として、文化、福祉、スポーツや商業など、地域発展の中核施設となる「パセオ・ダイゴロー」を建設し、その管理運営を行うこと。		

ア 出資の状況

京都醍醐センター株式会社（以下「醍醐センター」という。）の資本金は 34 億円であり、10 億円（29.4%）を本市が出資している。

本市の所管は、都市計画局都市企画部都市総務課である。

イ 事業の状況

- (ア) 不動産の売買，交換，賃貸，運用管理並びに企画及び仲介あつせん
- (イ) 都市開発計画，地域開発計画のコンサルティング業務
- (ウ) 各種催事の企画，運営及びコンサルティング業務
- (エ) 広告の企画，製作及び代理業
- (オ) 駐車場，駐輪場，商業施設，文化・スポーツ施設の経営，管理運営及びその請負
- (カ) 商品小売業及び飲食店業
- (キ) 前各号に附帯する一切の事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	366,271	359,846	6,425
営業未収入金	43,615	44,356	740
貯蔵品	4,815	5,082	267
前払費用	1,236	1,603	367
未収入金	1,064	1,440	375
立替金	31,432	30,426	1,006
短期貸付金		1,700	1,700
その他流動資産	1,098	9,354	8,255
流動資産合計	449,535	453,810	4,275
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	3,046,008	3,271,528	225,519
構築物	86,983	89,894	2,910
工具器具備品	2,739	4,756	2,016
有形固定資産合計	3,135,731	3,366,178	230,446
(2) 無形固定資産			
電話加入権	904	904	
ソフトウェア	259	339	79
無形固定資産合計	1,163	1,243	79
(3) 投資その他の資産			
出資金	150	150	
長期前払費用		780	780
その他投資	17,839	25,785	7,946
貸倒引当金	7,855	7,855	
投資その他の資産合計	10,133	18,860	8,726
固定資産合計	3,147,029	3,386,282	239,253
資産合計	3,596,564	3,840,092	243,528
負債の部			
1. 流動負債			
1年以内返済予定長期借入金	60,000	114,000	54,000
未払金	74,896	70,515	4,380
未払消費税等	2,146	5,999	3,853
未払法人税等	4,520	4,520	
未払費用	8,335	7,791	543
預り金	49,566	68,792	19,225
預り保証金	159,419	44,190	115,229
前受収益	26,427	27,325	897
賞与引当金	1,781	1,781	
流動負債合計	387,092	344,915	42,177
2. 固定負債			
長期借入金	301,500	343,500	42,000
預り保証金	1,792,036	1,954,456	162,419
役員退職慰労引当金	2,660	2,480	180
退職給付引当金	4,456	3,993	463
固定負債合計	2,100,652	2,304,429	203,776
負債合計	2,487,745	2,649,344	161,599
純資産の部			
1. 株主資本			
資本金	3,400,000	3,400,000	
利益剰余金	2,291,180	2,209,251	81,929
純資産合計	1,108,819	1,190,748	81,929
負債及び純資産合計	3,596,564	3,840,092	243,528

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
売上高	853,734	883,377	29,642
売上原価	819,669	819,434	234
売上総利益	34,065	63,943	29,877
販売費及び一般管理費	88,014	93,150	5,135
営業損失	53,949	29,207	24,741
営業外収益			
受取利息・配当金	172	234	62
雑収入	2,552	794	1,758
営業外収益 計	2,725	1,029	1,696
営業外費用			
支払利息	29,532	32,133	2,601
雑損失	124	560	436
営業外費用 計	29,656	32,694	3,037
経常損失	80,879	60,872	20,007
特別損失			
固定資産除却損	99		99
税引前当期純損失	80,979	60,872	20,106
法人税，住民税及び事業税	950	950	
当期純損失	81,929	61,822	20,106

(ウ) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
平成23年4月1日残高	3,400,000	2,209,251	2,209,251	1,190,748	1,190,748
事業年度中の変動額					
当期純利益		81,929	81,929	81,929	81,929
事業年度中の変動額合計		81,929	81,929	81,929	81,929
平成24年3月31日残高	3,400,000	2,291,180	2,291,180	1,108,819	1,108,819

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 契約の締結

醍醐センターにおいては、競争性のある契約を担保する契約手続等を定めた規定がなく、契約を締結していた。

この点について、醍醐センターは平成 24 年度に京都醍醐センター株式会社契約事務規則を制定し、平成 25 年度から施行したが、今後、これを適正に運用し、競争性を確保した契約を行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託料の支払

パセオ・ダイゴロー西館における市施設内共用部分の管理等に関する契約書によると、委託料の支払については委託業務終了後とされているが、醍醐センターからの請求に基づき四半期ごとに支払われていた。

委託料の支払については、契約書に基づいて行うようにされたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

醍醐センターは、平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市醍醐駐車場及び京都市醍醐交流会館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
(ア) 京都市醍醐駐車場	京都市伏見区醍醐高畑町 30 番地の 1	施設の管理運営	都市計画局 都市企画部
(イ) 京都市醍醐交流会館	同上	同上	都市総務課

イ 管理の状況

(7) 京都市醍醐駐車場

a 事業の状況

- (a) 駐車場の供用に係る業務
- (b) 駐車場の維持管理に係る業務
- (c) その他市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一般利用台数	84,551	78,378	71,119	63,626	57,892
定期契約台数	436	529	487	482	657

平成 23 年度の一般利用台数は 57,892 台で前年度と比べ 5,734 台 (9.0%) の減少となったが、定期契約台数については 657 台で前年度と比べ 175 台 (36.3%) の増加となった。

c 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	44,536	人件費	8,500
		事業費	8,962
		委託費	19,850
		少額修繕費	1,356
		その他	3,746
		消費税	2,120
合 計	44,536	合 計	44,536

(1) 京都市醍醐交流会館

a 事業の状況

- (a) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供
- (b) 音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物のための施設の提供
- (c) 講習、研修、会議等のための施設の提供
- (d) 会館の維持管理に係る業務

(e) その他市長が必要と認める業務

b 利用の状況

(単位：件)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
会議室	1,959	1,921	1,802	1,740	1,773
和室	1,053	1,182	1,067	1,033	1,033
ホール	279	330	323	325	321
音楽スタジオ	353	381	413	417	485
合 計	3,644	3,814	3,605	3,515	3,612

平成 23 年度の利用件数は 3,612 件で、音楽スタジオの利用件数の増加等により、前年度と比べ 97 件 (2.8%) の増加となった。

c 収支の状況

平成 23 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	60,791	人件費	19,000
		事業費	16,819
		委託費	16,850
		少額修繕費	3,150
		その他	2,076
		消費税	2,894
合 計	60,791	合 計	60,791

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 開館時間の変更

京都市醍醐交流会館条例（以下「醍醐交流会館条例」という。）によると、指定管理者は市長の承認を得て開館時間を変更することができるが、承認を得ることなく開館時間を変更していた日があった。

醍醐交流会館条例に基づき、施設の管理運営を適正に行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。

(b) 公金収納に係る事務

京都市醍醐駐車場及び京都市醍醐交流会館において、公金を速やかに払い込んでいないなど公金収納に係る事務が適正に行われていないものがあった。

市会計規則に基づき、公金収納に係る事務を適正に行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。

(c) 指定管理に係る事業報告

京都市醍醐駐車場及び京都市醍醐交流会館に関し、提出された各事業報告について、醍醐センターはこれら指定管理施設とこれ以外の施設とを一体として建物管理を再委託しているが、その経費の案分方法など報告に当たっての考え方が不明確な事業報告を行っていた。

考え方を明確にさせたうえで、指定管理に係る事業報告を行うよう、醍醐センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 駐車料金の徴収

地方自治法によると、使用料に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされているが、京都市醍醐駐車場の定期駐車料金について条例と異なる金額を徴収しているものがあった。

地方自治法に従い、適正な取扱いをされたい。

11 財団法人京都市都市整備公社（現 一般財団法人京都市都市整備公社）

(1) 団体の概要(平成 24 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 山崎系治	設立年月日	昭和 43 年 9 月 16 日
事務所所在地	京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 167 番		
目 的 (団体の寄附行為に基づく。)	(1) 京都市内における駐車場の設置，管理及び運営を行うとともに，交通安全思想を普及徹底することにより，道路交通の円滑化を図り，もって都市機能の維持及び増進に寄与すること。 (2) 都市計画区域内における土地区画整理事業の施行並びに，土地区画整理事業及び公共施設造成事業の啓発及び育成を行い，事業の促進と向上発展を図り，もって公共の福祉に寄与すること。		

ア 出資の状況

財団法人京都市都市整備公社（以下「都市整備公社」という。）の基本財産は 1,100 万円であり，全額を本市が出えんしている。

本市の所管は，建設局土木管理部自転車政策課及び都市整備部市街地整備課である。

イ 事業の状況

(ア) 駐車場の設置，管理及び運営

(イ) 駐車場の管理受託

(ウ) 京都市内における駐車場の整備拡充のための広報

(エ) 道路交通の円滑化及び道路交通環境の改善に資するための調査研究並びに関係行政機関への協力

(オ) 交通安全教育及び交通安全運動の推進

(カ) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業実施の啓発及び奨励

(キ) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業施行に関する指導，調査及び研究

(ク) 土地区画整理事業及び公共施設造成事業に関する事務の受託

(ケ) 土地区画整理法第 3 条第 1 項の規定に基づき，宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得て行う土地区画整理事業の施行

(コ) 土地区画整理事業資金借入れのあっせん

(サ) 土地区画整理事業に係る研究会及び講習会の開催

(シ) 土地区画整理事業施行者相互の連絡

(ス) その他目的を達成するために必要と認められる事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産	1,747,678	1,748,780	1,102
2. 固定資産	2,967,980	2,769,755	198,224
資産合計	4,715,658	4,518,535	197,122
負債の部			
1. 流動負債	594,503	330,644	263,858
2. 固定負債	825,959	1,380,341	554,382
負債合計	1,420,462	1,710,986	290,524
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	11,000	11,000	
(うち基本財産への充当額)	(11,000)	(11,000)	
2. 一般正味財産	3,284,196	2,796,549	487,647
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(360,000)	(360,000)	
正味財産合計	3,295,196	2,807,549	487,647
負債及び正味財産合計	4,715,658	4,518,535	197,122

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	114	115	0
事業収益	2,058,060	1,883,749	174,310
受託料等収益	20,000	31,218	11,218
雑収益	25,882	24,265	1,616
経常収益計	2,104,057	1,939,349	164,707
(2) 経常費用			
事業費	1,549,690	1,391,479	158,211
管理費	424,156	426,695	2,538
経常費用計	1,973,847	1,818,174	155,673
当期経常増減額	130,209	121,175	9,034
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定負債取崩収益	360,420		360,420
経常外収益計	360,420		360,420
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	2,982	435	2,547
繰延資産除却損		2,540,769	2,540,769
経常外費用計	2,982	2,541,204	2,538,221
当期経常外増減額	357,437	2,541,204	2,898,641
当期一般正味財産増減額	487,647	2,420,029	2,907,676
一般正味財産期首残高	2,796,549	5,216,578	2,420,029
一般正味財産期末残高	3,284,196	2,796,549	487,647
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高	11,000	11,000	
指定正味財産期末残高	11,000	11,000	
正味財産期末残高	3,295,196	2,807,549	487,647

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

都市整備公社は、平成 23 年度において、京都市四条烏丸駐車場等自動車駐車場 7 施設、京都市御射山自転車等駐車場等自転車等駐車場 2 施設及び京都市大宮交通公園の指定管理者となっている。

また、社団法人京都市シルバー人材センターと共に、京都市自転車等駐車場管理コンソーシアム及び京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場管理コンソーシアムとして、京都市国際会館駅自転車等駐車場等自転車等駐車場 24 施設と京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の指定管理者となっている。

このうち、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間指定管理者となっている京都市四条烏丸駐車場を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市四条烏丸駐車場	京都市下京区 室町通綾小路 上る 鶏鉾町 492 番地の 1	施設の管理運営	建設局 土木管理部 自転車政策課

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 駐車場の供用に係る業務
- b 駐車場の維持管理に係る業務
- c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
一時利用台数	300,521	277,888	261,832	271,843	299,338
定期契約台数	2,738	2,771	2,652	2,535	2,231

一時利用台数は自動二輪車等及び自転車を含む台数であり、前年度と比べ2万7,495台(10.1%)の増加となったが、平成23年度から新規受入れを実施した自転車の一時利用台数(3万5,565台)を除くと8,070台(3.0%)の減少となった。定期契約台数は、304台(12.0%)の減少となった。

(ウ) 収支の状況

平成23年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	46,000	人件費	30,956
		事業費	22,553
		委託費	5,072
		少額修繕費	4,467
合 計	46,000	合 計	63,049

収支差額 17,049千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 調定

地方自治法によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、駐車料金について、速やかに調定を行っていないものがあった。

地方自治法に従い、適正な事務を行うようにされたい。

(b) 駐車料金の徴収

地方自治法によると、使用料に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされているが、自転車の駐車料金について明確に定めずに徴収していた。

地方自治法に従い、明確に定められたい。

(監査事務局)